

第2回総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針の見直しに関する検討会 議事概要

日時：令和7年2月12日（水）10:00～12:00

場所：オンライン形式（Web 会議）

出席者：【委員】 芦澤委員、青山委員、大野委員、兼松委員、草間委員、佐藤委員、清水委員、
曾根委員、津田委員（座長）、長坂委員（座長代理）、林委員、藤森委員

【事務局（農林水産省）】

消費・安全局植物防疫課 小宮課長、春日井防疫対策室長、岡田課長補佐、藤井専門官

小宮課長から冒頭挨拶の後、事務局から配布資料に沿って説明。

各項目における委員からの発言及び事務局回答の要旨は以下のとおり。

議題1 「IPM 実践指針の見直し（総合防除実践ガイダンス（仮称）の策定）」

1. 事務局より、第1回検討会で委員からいただいた意見に対する考え方等を説明し、委員からは概ね了解を得られた。主なコメントについては、以下のとおり。

（曾根委員）

- できる限り病害虫を発生させないように、耕種的防除や物理的防除の措置により、予防的な対応を農業者にしっかりやってもらうことが、今後の IPM 推進、食料の安定生産に重要ということを経験者の皆さんと共有したい。

（清水委員）

- 「予防」の考え方について、予防・判断・防除の3つの骨格は一方向ではなく、フィードバックがあって、予防するかしないか判断もセットになっていることが図で示されており、納得できた。事務局の整理案で良いと考える。

（兼松委員）

- 防除に関する措置の実施に関する内容として「被害を受けた葉、果実等の除去」と示されていることについて、果樹や茶の場合、次作での被害軽減のためにも必要な措置であり、予防の意味合いも含まれるため、ガイダンスでは、必要に応じて永年作物と一年生作物とを分けて説明するなどの工夫があると良いのではないかと考える。
- コンセプトペーパーについて、果樹カメムシ類に係る記載で、「周辺環境の改善」とあるが「周辺環境」とはどの範囲を想定したものか。また、「地域内に発生源を残さない」という記載もあるが、農地ではない、例えば森林も範囲に入れることになるか。

（事務局）

- 果樹カメムシについては、針葉樹林等で越冬することから、「周辺環境」とはそうした場所を想定して記載した。ここでは今後の対応として考えられるものとして、農業者だけではなく、例えば針葉樹林を管理する部署や関係組織・団体との連携も想定して記載した。

(大野委員)

- コンセプトペーパーの記載案について、「土着天敵の保護・温存」とあるが、保護と温存は同じ意味ではないか。「温存」は「保護」の延長にある表現だと感じる。現場でも世界的にも「保護・強化」という表現が一般的だと思う。
- 「強化」が具体的に意味するものとしては、天敵の生存日数が長くなる・生存率が高くなる・産卵数が増える、こうしたことから総じて天敵の生存・繁殖につながる趣旨であり、市販の天敵でも放飼後の寿命が延びる等のデータが得られている。

(長坂座長代理)

- 「強化」の使い方については誤解を受けるおそれがあると感じており、「温存」という表現で良いと考えた。

(事務局)

- 一般的には「保護・強化」との表現が用いられていることは承知しているが、「強化」とは何を意味するのか、数を増やすのか、活動を活発化させるのか、天敵の能力を強化するのか等、複数の意味に捉えかねないため、「保護・温存」という表現を用いた。
- 大野委員の意見を踏まえ、例えば「〇〇の強化」と具体的に記載することとしたい。記載方法は事務局で検討する。

(佐藤委員)

- コンセプトペーパーについて、指導者の育成だけではなく、「伴走者」に係る表現が必要ではないか。

(曾根委員)

- 大野委員からのご意見については、「保護・維持」と修正してはどうか。
- 佐藤委員からのご意見だが、「指導者」という言葉は引っ張っていくイメージがあるため、共に取り組むという意味を佐藤委員は強調したかったのではないか。言葉としては「指導者」でも構わないが、生産者に寄り添うという点を汲んでおけばいいと考える。

(藤森委員)

- 若手の立場からすると「指導者」はおそれ多いと感じる場合がある。自分たちが現場に入って実証に参加していくことも多々あることから、強い表現ではなく「伴走者」という表現は良いと思う。

(清水委員)

- 普及指導員は資格を持って活動しており、指導者という責任から逃げるべきではないため、「指導者」の表現も残し、伴走者と併記すべきと考える。
- 兼松委員から指摘のあった点について、「発生源を残さない」という記述は画期的。林業関係

者にとって果樹カメムシ類は害虫としての重要性は高くない中で、針葉樹林での防除を行えば、果樹カメムシ対策として効果が高いと思う。（ただしハードルは高いため、）発生源にもアプローチしていく方針なのであれば、表現をマイルドにした方がよいかもしれない。

（事務局）

- 当該部分は、委員に共通のイメージを持っていただくための例として提示したもの。植防課としての確定した対応方針ではない。

（林委員）

- 「伴走者」について発言したい。高知県では普及指導員の半数程度が若手であり、藤森委員の意見と同様に「指導者」というのはおそれ多い。また地域の仕組み作りが非常に大切と考える中で、誰でも指導者や伴走者になり得る。そのためぜひ「伴走者」という言葉も記載いただきたい。

（青山委員）

- 「伴走者」について、前回からキーワードになっているが、これまで病虫害防除の分野で一般的に使用されていないため、具体的にどういった人を指すのか、委員で目線を合わせる必要があるのではないかな。

（事務局）

- 「指導者」については、都道府県の病虫害防除所職員、普及指導員、JAの営農指導員等を指す用語として記載している。「伴走者」については、現場で防除体系を作成したり新たな技術を導入する際に関わってくる、農薬メーカー、資材メーカー、病虫害防除に係る知見を有する都道府県のOB、試験研究機関、防除を受注する民間企業、その他関係団体を想定していた。また、地域の生産者のうちリーダー的な方も伴走者になり得ると考える。

（津田座長）

- コンセプトペーパーが今後の柱になるので、しっかり盛り込んでおくべき点が抜けていないか確認したい。例えば、前回、生産者が総合防除の考え方に基づく防除を実施することのメリットを農業者に具体的に示すことが重要という意見があった。この観点をコンセプトペーパーに盛り込んでいくべきか。

（清水委員）

- 当然、生産者にメリットのないことを進める訳にはいかないが、「これに基づいて病虫害防除を行えば、現在防除がうまくいっていない生産者も対応できる」ことが背景として見えていれば大丈夫ではないか。特に、経済性を考慮し、様々な措置を選択し、病虫害の被害の影響を取り返すことが網羅されているので、今の記載案で問題ないと思う。

（林委員）

- 骨子案について、「総合防除の考え方に沿った病虫害防除を実践することのメリットを例示」という記載がある。農業者が総合防除を実施するメリットとして、農薬代の削減や労働時間の確保等があるので、それらもメリットとして骨子案の中に盛り込んでいただきたい。

(清水委員)

- 骨子案に、「現指針では、環境保全を重視した施策の展開を図るための手段として総合的病虫害・雑草防除（IPM）が位置付けられているが・・・」と記載がある。内容自体は同意する。総合防除の考え方に沿った病虫害防除を実践することの具体的な取組内容として示されている農業の持続的発展の欄に、環境負荷の低減に係る記載があることから、環境保全に関する点も押さえているとの認識で問題ないか。

(事務局)

- 植物防疫課としては、現場が困っている病虫害防除を実施していくための総合防除であると考えているが、農林水産省全体としては、総合防除は環境負荷の低減や環境保全を重視した施策にも資するものであると認識している。

(草間委員)

- 協同農業普及事業に関しても運営に関する指針の見直しが実施されているところ、今回のガイドランス（仮称）策定に係る骨子案でも現場普及に必要な事項が多く記載されている。また、地域ぐるみでの防除の在り方検討も必要との議論があることから、ぜひ省内で連携を取っていただきたい。

(津田座長)

- 草間委員からの意見に関して、地域にどのようにして浸透・普及させていくかについて、特に都道府県職員の委員から、現在持っているイメージを伺いたい。

(清水委員)

- 千葉県では、IPMに取り組んでいる農業者の中でも誤解（天敵を使用しなければ IPM ではない）のあるケースが見受けられる。ただ、そのような農業者であっても防除自体は成功している。成功事例を蓄積することに加え、実際に問題が生じているものをどのように解決するかということについてつぶさに取り組むことが重要であり、その流れを、今回作成するガイドランスや実践指標に固めることで、現場での防除指導がスムーズになると期待している。

(藤森委員)

- 「予防・予察に重点を置く」ということは重要だが、現地の生産者からすると見えにくい印象。その点がいかに重要であるか、他府県の成功事例も集めながら、現地の農業者に伝えていくことが重要。
- 普及指導員であっても IPM の考え方を理解しきれていない部分があることから、普及指導員

にもしっかりと IPM についての理解を深めてもらい、現地の生産者に情報を落とし込んでもらうことも重要であると考えている。

(林委員)

- 高知県では、露地作物と施設作物のうち、露地作物では IPM に対する認知が十分には進んでいないことから（水稻、しょうが等）、IPM とは何かを知ってもらうことから始めるのが良いと考える。
- 一方、施設作物では、なすやピーマン等、ほとんどの生産者が IPM について認知している。普及指導員、生産者、営農指導員が連携して地域独自の IPM マニュアルを作成しており、IPM の取組が進んでいる地域とそうでない地域の差が激しいことから、進んでいない地域にも先進的な産地の情報を広めて普及していくことが良いのではないかと考える。

(津田座長)

- 地域独自の IPM マニュアルの作成については、その地域に IPM に取り組む中心的な人物がいるということか。

(林委員)

- 普及センター／普及指導員が主体となって進めているが、それに併せて JA の営農指導員や生産者の意見を取り入れて作成している。

(津田座長)

- ここまでの内容をまとめると、成功事例や有用な情報をいかに広げていくかが普及のポイントであり、そのためには成功事例をしっかりと提示することが重要と考える。
- 事業を広げていく上で中心的に動いてもらうための人材確保が重要になる。そういった人材を育成していくためにはどのように取り組んでいけばよいか。

(草間委員)

- 令和 2 年度から指導者の育成を目的とした IPM アドバイザーの講習会を開催している（現アドバイザーは 300 名程度）。個別の技術を指導するのではなく、1 つの IPM の防除体系を作り、指導できる人材を育成することを目的としている。
- 今後の展望として、試験を受ける前段階の基礎的な知識の強化を図るとともに、アドバイザーの試験に合格した人材については、さらに上級のアドバイザーとして、地域の指導者又はコンサルタントとなれるような育成を進めていきたいと考えている。

(曾根委員)

- アメリカでは PCA（Agricultural Pest Control Adviser）という認定制度があり、現地で生産者に対して指導するシステムが構築されている。都道府県だけでは人材も少ないため、民間の力を活用することも考える必要がある。

(青山委員)

- JA グループの人材育成として、営農指導員等の JA 職員を対象とした基礎的な講習会を年 8 回程度開催している。IPM に特化したものではないが、防除の基礎的な考え方が講義内容に含まれる。
- そのほか、「安全な農産物作り講習会」を年 2 回開催している。営農・販売部門と連携し、GAP や施肥・防除などについて取り扱っている。JA グループとして、IPM の講習会を実施するにあたり指導できる人材が少ないことから、IPM に完全に特化した講習会を開催することはできていない。

(津田座長)

- 骨子案の方向性については委員の中で概ね一致したように思われる。この方向に沿って今後の検討を行っていきたい。総合防除実践ガイダンス（仮称）について、前回と今回の議論を踏まえ、事務局で素案の作成を進めていただきたい。

(芦澤委員)

- 現在、農水省の委託プロジェクトで水稻栽培での農薬使用削減を目指している。特別栽培米との整合性はどうなっているのか。特別栽培米が IPM の到達する目標に近いのではないか。その先には「有機」があると感じている。都道府県におろした際に、必ず県での目標値という話になると考え、質問した。

(事務局)

- 総合防除に取り組んだ結果が特別栽培米になるかと言われると、そうではないと考える。ただ、特別栽培米や有機栽培といった栽培体系があることは、今後のガイダンス案作成において考慮したい。

(津田座長)

- 第 2 回検討会についてはこれで終了としたい。

(事務局)

- 最終的なガイダンスの作成に向けて、人材の育成を含め、方向性について多くのアドバイスをいただいた。食料・農業・農村基本計画についても作成作業が進められているところ、当該計画の内容も踏まえて、事務局でガイダンス案を検討していきたい。

以上